

○国立大学法人埼玉大学契約審査委員に関する定め

平成 24 年 4 月 1 日
事務局長裁定

(趣旨)

第1 国立大学法人埼玉大学契約事務取扱細則(平成 16 年規則第 139 号。以下「契約細則」という。) 第3条の規定に基づき、契約審査委員(以下「委員」という。)に関し必要な事項を定める。

(委員の職務)

第2 委員は、契約細則第 23 条第 2 項の規定に基づく職務を行う。

(委員)

第3 学長は、次の者を委員として指定する。ただし、特に必要と認める場合には、その都度別の者を指定することができる。

- (1) 財務部長
- (2) 財務課長
- (3) 経理課長

附 則

この定めは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。